



副業や投資の儲け話に注意!!

ネット広告の「絶対儲かる」を鵜呑みにしないで!!

インターネット広告やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などの「絶対儲かる」「初心者でも簡単に稼げる」という儲け話につられ、安易に契約をしてトラブルになる事例が増えています。うまい話には必ず裏があります。くれぐれも注意してください。



事例1 SNSで見知らぬ人から「1日1通のメール送信で月50万円儲かる」と勧められ、通常100万円のところ今なら30万円と言われて情報商材※1を購入した。実際には作業内容が違う上に儲からなかった。

事例2 SNSで「FX※2で確実に儲かる方法」「全面的にサポートする」「指示どおりに動けば必ず儲かる」という書き込みを見て友達登録をしたら連絡がきた。「AI（人工知能）を使った自動売買ツールで確実に資産が増えていく」「1か月後には初期費用が取り戻せる」というので、AIなら間違いのないと思い情報商材を購入した。しかし全く儲からなかった。

※1 情報商材…副業や投資等で高額収入を得るためのノウハウ等と称して、インターネット等で販売されている情報

※2 FX…外国為替証拠金取引。証拠金を差し入れて、日本円と米ドルなど2つの国の通貨の為替相場を予測して売買を行う金融商品

* * * トラブルにあわないために * * *

- 広告などのうまい話やネット上の見知らぬ人を簡単に信用しないでください。
- 情報商材は購入するまで内容を確認することができないため、安易に契約をしないでください。
- 投資はリスクを伴い、相当程度の専門知識が必要です。仕組みやリスクについて理解できなければ契約をしないでください。また、金融商品取引法に基づく登録を受けていない業者（無登録業者）との取引はしないでください。後でトラブルになっても解決が困難になります。
- 事業者の説明に不安がある場合や話が違ふと思ったら、契約をきっぱり断ってください。
- 借金をしてまで契約をしないでください。
- 不安に思ったり困ったときは、すぐに消費生活センターに相談してください。



消費者トラブルにあった場合は、次のところまでお電話ください。

☎ 消費者ホットライン『188』 → 最寄りの消費生活センターにつながります。

（土日祝日は国民生活センター対応：午前10時～午後4時受付 ※年末年始を除く）

☎ 上記時間外は警察相談専用電話『#9110』へ（24時間対応）



新型コロナウイルス感染症に関する県からのお願い

全国的な新型コロナウイルス感染症の感染拡大を食い止め、一日も早く感染の沈静化を図るため、県民の皆様には、次のことについて御協力をお願いします。

1 一日も早い感染の沈静化を図るための取組について

緊急事態宣言の対象期間である2月7日（日）まで、

- ・緊急事態宣言の対象区域（*）との不要不急の往来は控えてください。

（*）栃木県、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県、福岡県【R3.1.14 現在】

- ・緊急事態宣言の対象区域外であっても、政府において感染が拡大していると評価する地域（*）との往来は慎重にしてください。

（*）北海道、宮城県、茨城県、群馬県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、奈良県、岡山県、広島県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、沖縄県【R3.1.14 現在】

※ いずれの地域についても受験などによる往来は除きます。

※ テレワークやオンラインを積極的に活用してください。

山形県から
県民の皆さんに
お願いがあるケロ！



2 基本的な感染防止対策について

- ① 県民の皆様には、感染リスクが常に身の回りにあるという意識を持っていただき、こまめな手洗いや正しいマスクの着用、消毒、適切な換気、身体的距離の確保、3つの密を避けるなど、基本的な感染防止対策である「新しい生活様式」の徹底をお願いします。
- ② 会食や飲食をする場合は、「普段一緒にいる人と」「少人数・短時間で」行うことを基本とし、「会食時の会話の際にはマスクを着用する」「業種別ガイドラインを遵守している飲食店を利用する」など、感染リスクを下げる対策の徹底をお願いします。また、飲酒を伴うカラオケは控えてください。会食に代えて、弁当やテイクアウトの活用を検討してください。重症化リスクの高い高齢者の方などは、飲酒を伴う会食は控えてください。
- ③ これまでの感染確認事例に鑑み、県外の方との会食や飲食は控えてください。

★山形県の新型コロナウイルス感染症に関する情報はこちら↓

<https://www.pref.yamagata.jp/020072/bosai/kochibou/kikikanri/covid19/coronavirus.html>

消費生活無料法律相談会開催日



- ・ 2月10日(水)
 - ・ 3月10日(水)
- 【午後1時30分から
午後3時30分まで】

※相談時間はお一人様30分となります。また、事前の予約と聞き取りが必要です。5日前までにお電話ください。

庄内消費生活センター

東田川郡三川町大字横山字袖東19-1(庄内総合支庁 1階)

《開設時間》 午前9時～午後5時 (土日祝日・年末年始を除く)

《電話番号》 0235-66-5451

※来庁の際は事前にご連絡ください(要予約)。

相談してケロ！



☆消費者ホットライン(188)もご利用ください☆



交通事故相談所も併設しております。交通事故でお困りの方はご相談ください。

山形県交通事故相談所 庄内支所 TEL:0235-66-5452